

「高齢者事故多発警報」の発令について

県下では、12月11日（日）から12月16日（金）までの6日間に、3件3名の高齢者の交通死亡事故が発生しました。

よって、滋賀県交通対策協議会では、高齢者の交通死亡事故に歯止めをかけるため「高齢者事故多発警報」を発令し、県民の安全意識を喚起します。

記

1 警報発令期間

12月19日（月）から12月25日（日）までの7日間（発令日12月19日）

2 警報発令者

滋賀県交通対策協議会会長 滋賀県知事 三日月 大造

3 交通死亡事故の発生状況

高齢者事故多発警報の基準該当となった死亡事故一覧表のとおり

4 活動の内容

(1) 広報啓発活動の強化

年末にかけて重大事故が多発傾向にあり、特に高齢者の交通死亡事故が多発している現状や、警報発令を周知するため、市町、交通機関・団体と連携を図り、各種広報媒体を活用した広報活動を推進し、県民の交通安全意識の高揚を図ります。

(2) 街頭活動の強化

関係機関・団体と連携し、交通死亡事故が多発している幹線道路、事故多発路線、多発地域等を重点とした啓発活動を強化します。

(3) 交通取締り活動の強化

警察では、飲酒運転、速度超過、信号無視や一時不停止などの交差点関連違反など、重大事故に直結する悪質・危険性の高い違反の取締りを強化します。

5 県民の皆さんへの呼びかけ事項

○車を運転される方へ

- ・交通閑散な状況でもしっかり前方を注視し、歩行者や交差点の有無をしっかりと確認して運転しましょう。
- ・交差点では、左右の安全確認をしっかりと行い、「止まる・見る・待つ」の安全運転に心がけましょう。
- ・歩行者や自転車を見かけたときは、減速して進路を譲るなど、思いやり運転を心がけましょう

○歩行者・自転車の方へ

- ・道路を横断するときは、信号を守る、横断歩道を渡る、斜め横断はしない、といった基本を守り、しっかりと左右の安全確認をしましょう。
- ・夕方、夜間に外出するときは、明るい色の服装や、反射材を活用しましょう。
- ・道路上や自動車の陰は危険です。不用意に道路に出たり、立ち止まったりしないようにしましょう。

6 その他

・「高齢者事故多発警報」発令基準

高齢者が死亡する交通事故が、おおむね10日間のうちに3件以上発生していること

高齢者の交通死亡事故の発生状況、事故形態等について警察本部長と協議した結果、警報の発令が必要と認められること。

・発令状況

本年1回目の高齢者事故多発警報

(前は交通死亡事故多発警報が3月14日から3月20日までの間発令)

7 参考事項

交通事故の発生状況

発生件数	4,970 件	前年同期比	－	644 件
死者数	53 人 (うち高齢者 26 人)	〃	－	14 人
傷者数	6,216 人	〃	－	1,044 人

(件数・死傷者数は、12月18日現在の概数)

高齢者事故多発警報の基準該当となった死亡事故一覧表

平成28年12月18日現在

番号	所 属	発生日	時間	曜日	昼夜	場 所	道 路 名	道 路 形 状	事故類型	当事者 ①	当事者 ②	事 故 の 概 要
1	高島	12月11日	16:50	日	昼	高島市朽木	県道	単路カーブ	単独衝突	高島市 80歳代・男 軽四貨物		単独で法面に乗り上げ
2	守山	12月15日	21:30	木	夜	守山市小浜町	国道477号	交差点	人対車両	大津市 40歳代・男 普通乗用	守山市 70歳代・男 歩行者	交差点で横断中の歩行者と衝突
3	甲賀	12月16日	13:53	金	昼	甲賀市水口町	国道307号	単路その他	正面衝突	甲賀市 70歳代・女 軽四乗用	近江八幡市 50歳代・男 中型貨物	軽四乗用車と中型貨物車が正面衝突